

5. 実現方策

○八王子医療刑務所移転後用地の活用検討

平成 24 年度に策定した八王子駅南口周辺地区まちづくり方針では、八王子医療刑務所周辺を「新たな集いのゾーン【まちづくりの核】」として位置付け、「まちの核となるにぎわいの機能＋誰もが集う癒しと防災の機能」の形成に取り組むこととしています。学識経験者で構成する検討組織からの助言を踏まえ、本用地の活用に向けた検討を進めていきます。



②回遊・滞留 の場づくり

人々が行き交い、憩える居場所（パブリックスペース）を創出する

○北口ペDESTリアンデッキの延伸

JR八王子駅北口駅前広場の利便性向上を図るため旭町・明神町地区の拠点整備や北口駅前広場周辺のまちづくり等と連携しながらデッキの延伸の検討を進めます。



○中心市街地『街の灯り』整備事業

中心市街地の街路灯のデザイン等の指針を作成し、市が行っている中心市街地の街路整備に合わせ、街路灯を新設します。街路灯の新設に際しては街路の防犯性・安全性はもちろんのこと、デザインを統一する等、にぎわいの創出に相応しい街路灯を整備します。

5. 実現方策

○細街路整備

八王子市中心市街地活性化基本計画の目標の1つに掲げられている「にぎわい再生と回遊性の向上～歩くのが楽しいまち～」の実現に向け、北口地区に多くある細街路について、町並みや商店街の個性を活かしつつ回遊性を向上させるための景観舗装整備を行います。



自動車が速度を上げやすい車中心のみち
歴史や文化を感じることが出来ない無機質なまち



自動車が速度を上げ難い**歩行者中心**のイメージのみち
子安神社と中町の花街をつなぐ**歴史・文化的な**軸
子安神社への参道的空間としての**風格**のあるまち



○富士見通りの無電柱化事業

中心市街地のにぎわいに資する景観の創出や八王子駅周辺の回遊整備・安全性の向上を図り、歩きやすい歩道空間を確保するため、道路部の地価を活用して電線共同溝などを整備し、電線類及び電柱を道路上からなくす電線類地中化に向け、関係機関との調整や、整備を進めます。



5. 実現方策

③暮らしの場づくり

多様なライフスタイルを受け入れ、地域とともに暮らす人を増やす

○空き店舗改修費補助制度

中心市街地では少子高齢化の進行や商業機能の衰退により空家や空き店舗が増えてきています。この空家や空き店舗を活用するため、空家や空き店舗を飲食店や物販店、又は地域医療や福祉の拠点として活用する場合に店舗改装費（外装・内装工事、設備工事、設計に関する費用）に対して補助を行います。



④まちのリノベーション

既存建物の活用として適切な更新を促し、魅力的で安全なまちに再生する

○魅力づくり支援事業

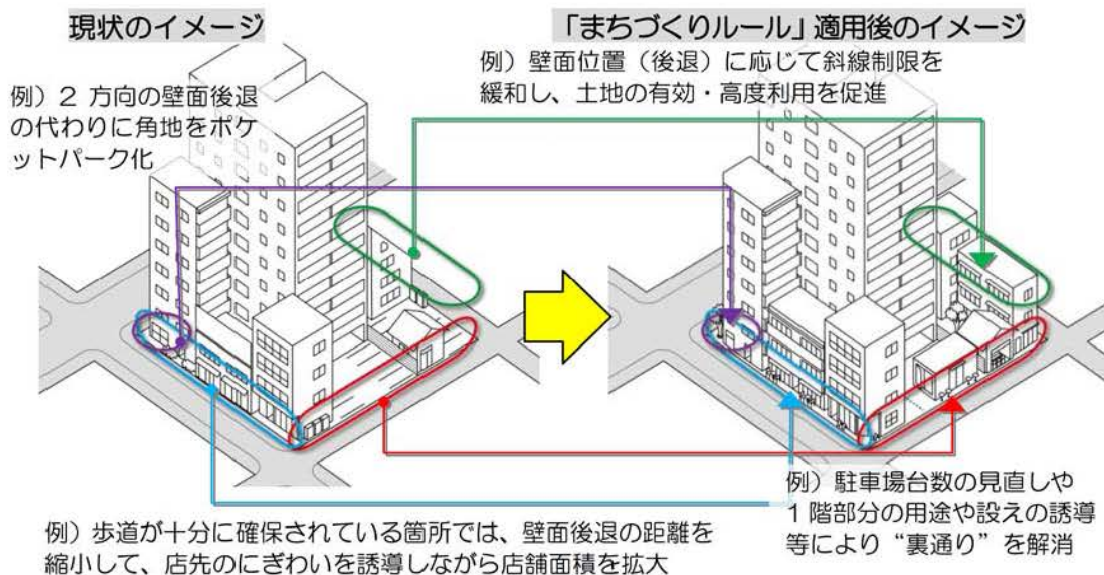
中心市街地の関係者（地権者、商業者、住民等）を対象とした「地区別勉強会」で掲げた各地区の方針を実現するために、中心市街地の関係者が連携して、中心市街地全体のにぎわい向上や回遊性の促進を図る「魅力創出の取り組みを行う事業（景観整備、リノベーション、滞留拠点の整備、植樹等）」に対して支援を行います。



5. 実現方策

○（仮称）八王子市中心市街地まちづくりルール

中心市街地において建築物を新築・改築・増築する際にかかる規制のうち特に影響が大きい八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱や八王子市集合住宅等建築指導要綱等の内容を、現在の社会状況や中心市街地の実態にあわせて見直しを行い、建物の更新が進むような環境の整備を行います。一方でこうした緩和の条件として、地区計画制度や景観法等を活用した街並みの誘導や用途の誘導などを義務づけ、規制・誘導方策をパッケージ化し、市街地の適切な更新を誘導する「まちづくりルール」としてまとめます。



○（仮称）既存ストックの活用促進事業

既存ストックの活用を促進するため、行政やまちづくり団体だけでなく、民間検査機関や市内不動産事業者等を巻き込んだ組織横断的な研究プロジェクトチームの立ち上げを検討します。

特に、リノベーションの実施にあたって壁となる用途変更や耐震性の確保等のノウハウ、相談窓口の開設や勉強会の開催といった不動産オーナーへの対応、税の減免や補助金等の必要な資金面の援助について重点的に研究を行うことを想定します。

5. 実現方策

⑤協創

行政と民間の適切な役割分担により、協力して魅力やにぎわいを創造する

○中町地区まちづくり支援事業

地区まちづくり推進条例に基づき、地区住民の主体的なまちづくり活動に対して、職員の派遣等の支援を行っており、平成 20 年の景観整備事業を契機として、住民組織である「中町地区まちづくり協議会」を中心に、歴史と文化を活かした和の風情が感じられるまちづくりを展開しています。



⑥活用管理

既存ストックの活用に重点を置いた管理を行い、都市空間の魅力を引き出す

○八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱の見直し

八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱は昭和 57 年の施行後、30 年あまり、中心市街地の状況が変化するなか、抜本的な見直しが行われておらず、現状との乖離がみられます。このような状況から、要綱の「中心市街地の土地の合理的、かつ、健全な高度利用と都市機能の更新をもって格調の高い中心市街地づくりの実施を図る」という目的を継承しつつ、現状に適合し、更に市街地の更新に有効な手法となるように、制度の見直しを行います。



5. 実現方策

⑦経営

事業性を意識してまちづくりの活動を展開し、持続可能なまちづくりを目指す

○自立的なまちづくりを持続させる仕組みづくり

まちづくり組織の自立的運営に必要となる安定した自主財源事業（関係者を束ねるスケールメリットを活かした保守事業、広告事業など）の確立に向けて支援を行います。

